

令和 8 年

最低賃金に関する基礎調査

結果報告書

参考資料

(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金)

島根労働局

目 次

参考資料 1	最低賃金に関する基礎調査対象産業一覧表	1
参考資料 2	最低賃金未満者数・率経過	2

参考資料 1 最低賃金に関する基礎調査対象産業一覧表（令和 8 年度）

総計	大 計	中 計	明細	日本産業分類の小分類番号	
調査 業	地域別 最低賃金 適用産業	01 年齢・業務による 適用除外	01 年齢・業務による適用除外労働者		
		02 地域別最低賃金 適用の製造業	02 食料品・飲料・飼料	E09・10、L7282	
			03 繊維工業	E11、L7282	
			04 木材・木製品・家具・装飾品	E12・13、L7282	
			05 窯業・土石製品	E21、L7282	
			06 機械・金属製品	E22（222・225を除く）・23・24・251・262・263（2635を除く）・264（2645を除く）・265（2652を除く）・267・269（2691・2692・2694を除く）・27（271・272を除く）・2832・29（291・292・296を除く）・31（3112・3113を除く）・250・260・270・280・290・310、L7282	
			07 上記以外で産業別最低賃金の設定 されていないもの	E14・15・16・17・18・19・20・32、L7282	
		03 地域別最低賃金 情報通信業のうち新聞業・出版業	08 情報通信業のうち新聞業・出版業	G413・G414	
		04 地域別最低賃金 卸 売 小売業	09 卸売業 10 小売業	I50・51・52・53・54・55、L7282 I56（561を除く）・57・58・59（5911を除く）・60・61、L7282	
		05 地域別最低賃金 学術研究・専門・技術サービス業	11 学術研究・専門・技術サービス業	L（他の産業に該当する7282を除く）	
		06 地域別最低賃金 宿泊業 飲食サービス業	12 宿泊業 13 飲食サービス業	M75、L7282 M76・77、L7282	
		07 地域別最低賃金 生活関連サービス業、娯楽業	14 生活関連サービス業、娯楽業	N、L7282	
		08 地域別最低賃金 医療・福祉	15 医療・福祉	P、L7282	
		09 地域別最低賃金 サービス業	16 サービス業（他に分類されないもの）	R、L7282	
		11 はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	17 製鋼・製鋼圧延業	E222・220、L7282	
			18 鉄素形材	E225・220、L7282	
			19 ホンダ・圧縮機器	E252・250、L7282	
			20 一般産業用機械・装置	E253・250、L7282	
			21 その他のはん用機械・同部分品	E259・250、L7282	
			22 農業用機械（農器具を除く）	E261・260、L7282	
			23 繊維機械	E2635・260、L7282	
			24 包装・荷造機械	E2645・260、L7282	
			25 化学機械・同装置	E2652・260、L7282	
			26 金属加工機械	E266・260、L7282	
			27 金属用金型・同部分品・附属品	E2691・260、L7282	
			28 非金属用金型・同部分品・附属品	E2692・260、L7282	
		12 電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	29 ロボット製造業	E2694・260、L7282	
			30 事務用機械器具	E271・270、L7282	
			31 サービス用・娯楽用機械器具	E272・270、L7282	
			32 電子部品・デバイス・電子回路	E28（2832を除く）、L7282	
			33 発電・送電・配電用電気機械器具	E291・290、L7282	
			34 産業用電気機械器具	E292・290、L7282	
			35 電子応用装置	E296・290、L7282	
			36 通信機器・同関連機械器具	E301・300、L7282	
			37 映像・音響機械器具	E302・300、L7282	
			38 電子計算機・同附属装置	E303・300、L7282	
		13 自動車・同附属品 製造業	39 自動車・同附属品	E311（E3111を除く）・310、L7282	
		14 自動車（新車） 小売業	40 自動車（新車）小売業	I5911・590、L7282	
		新産業別 最低賃金 適用産業			
基礎調査の調査対象範囲を越えるもの					
調査 産業	百貨店、総合 スーパー	百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー	I561・560、L7282	

（注） 管理補助的経済活動を行う事業所及び純粋特殊会社については、当該産業に該当するものに限る。

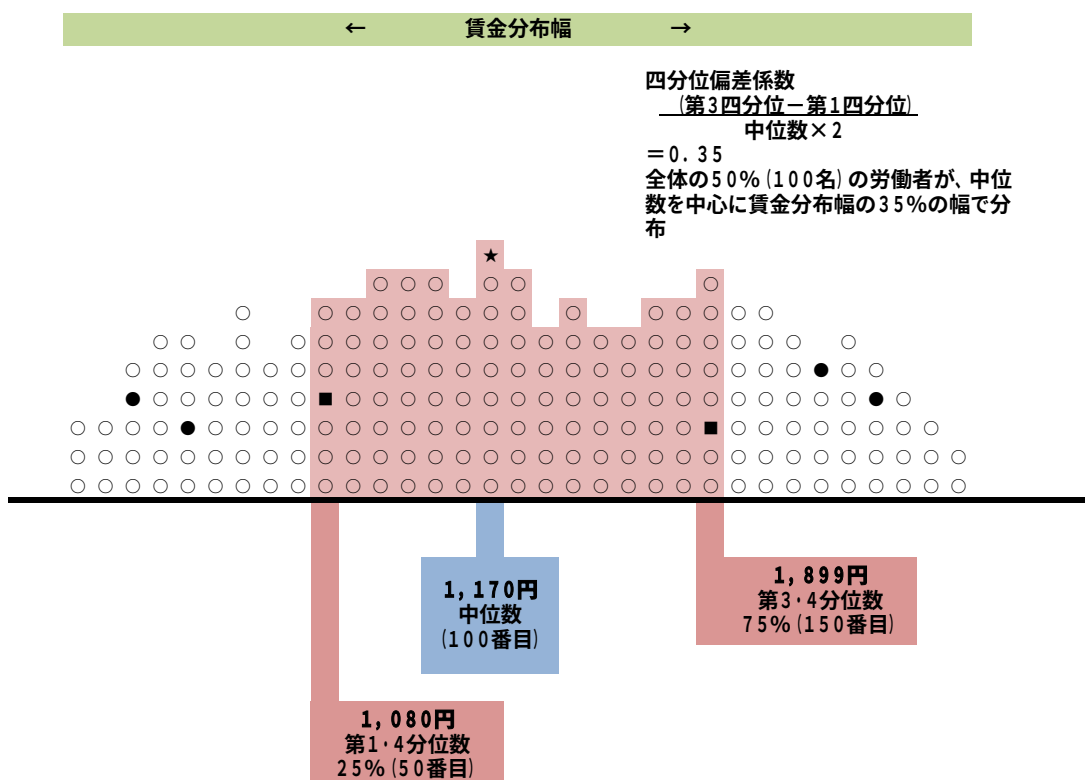
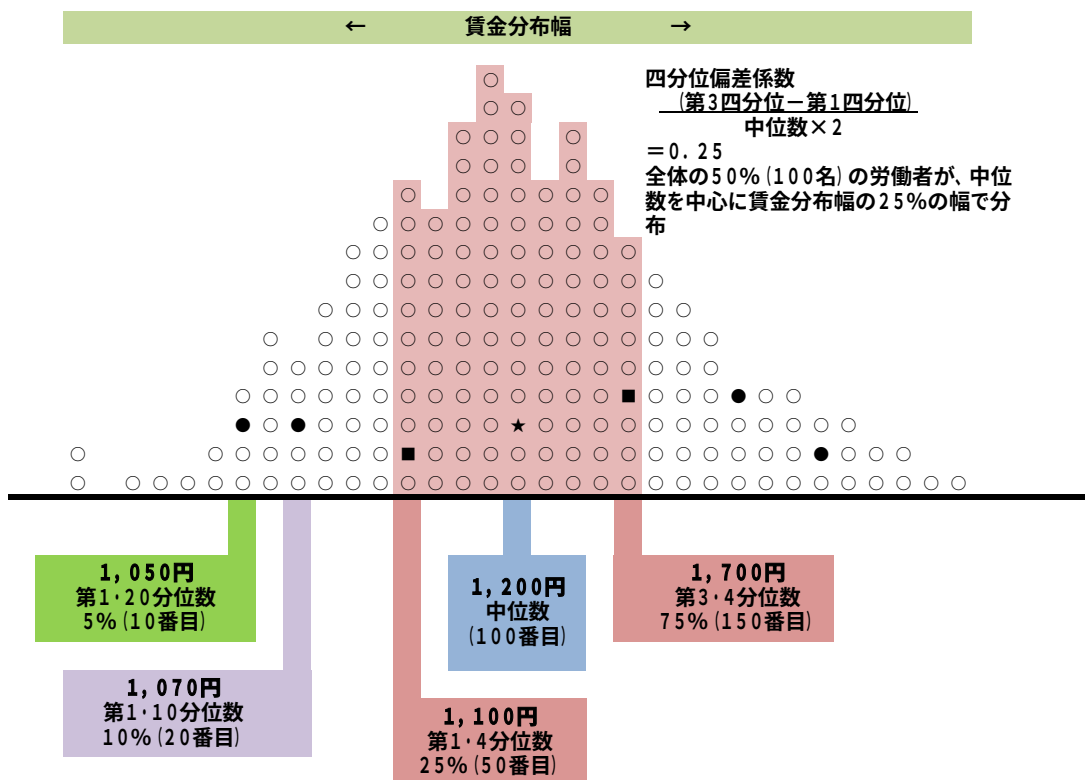
参考資料 2 最低賃金未満者数・率経過

産 業 名	事業所 規 模	1 5 年度		1 6 年度		1 7 年度		1 8 年度		1 9 年度		2 0 年度		2 1 年度		2 2 年度		2 3 年度		2 4 年度		2 5 年度		2 6 年度	
		労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率
調 査 産 業 計	計	2,907	2.4%	1,755	1.5%	2,517	2.2%	1,389	1.2%	1,415	1.2%	944	0.8%	1,601	1.5%	494	0.5%	554	0.5%	1,352	1.2%	839	0.7%	1,098	1.0%
	1～9	1,452	2.5%	1,227	2.2%	2,064	3.7%	856	1.5%	997	1.8%	571	1.1%	983	1.9%	327	0.6%	215	0.4%	709	1.4%	424	0.8%	758	1.5%
	10～29	756	1.6%	288	0.6%	428	0.9%	457	1.0%	326	0.7%	259	0.6%	487	1.0%	108	0.2%	242	0.5%	517	1.1%	351	0.7%	203	0.4%
	30～99	699	4.1%	240	1.6%	25	0.2%	76	0.5%	92	0.7%	113	0.9%	131	1.0%	58	0.5%	97	0.8%	126	1.1%	64	0.6%	137	1.1%
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製 造	計	42	1.9%	41	2.0%	10	0.5%	22	1.1%	45	2.3%	45	2.0%	20	1.1%	36	1.8%	22	1.2%	11	0.6%	53	2.9%	34	2.1%
	1～9	10	2.7%	9	2.7%	1	0.3%	6	2.0%	7	2.3%	6	2.3%	10	4.0%	3	1.2%	5	2.0%	4	1.5%	4	1.6%	12	4.9%
	10～29	32	5.8%	26	4.1%	7	1.3%	8	1.4%	17	2.9%	30	4.9%	10	2.1%	19	3.7%	1	0.2%	4	0.9%	8	1.8%	11	2.7%
	30～99	0	0.0%	6	0.6%	2	0.2%	8	0.8%	21	1.9%	10	0.7%	0	0.0%	14	1.2%	17	1.5%	3	0.3%	40	3.5%	11	1.1%

産 業 名	事業所 規 模	2 7 年度		2 8 年度		2 9 年度		3 0 年度		元年度		2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度		8 年度	
		労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率	労働者数	未満率
調 査 産 業 計	計	303	0.3%	374	0.3%	481	0.4%	690	0.6%	449	0.4%	1,149	1.1%	1,158	1.1%	1,381	1.4%	1,621	1.7%	1,630	1.5%	2,259	2.1%	3,653	3.3%
	1～9	120	0.2%	181	0.3%	395	0.8%	669	1.3%	325	0.7%	755	1.7%	927	1.9%	869	2.0%	998	2.4%	1,060	2.3%	1,447	3.1%	1,720	3.8%
	10～29	117	0.2%	162	0.3%	72	0.1%	20	0.0%	83	0.17%	392	0.8%	196	0.4%	475	1.1%	525	1.1%	534	1.1%	748	1.5%	1,424	2.8%
	30～99	65	0.6%	30	0.3%	14	0.1%	1	0.0%	41	0.41%	3	0.0%	35	0.41%	37	0.4%	98	1.0%	36	0.3%	64	0.5%	509	3.3%
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製 造	計	74	5.3%	33	2.2%	62	5.6%	54	3.8%	72	5.5%	134	8.1%	127	8.2%	138	9.6%	107	7.0%	104	8.5%	159	10.7%	161	12.2%
	1～9	8	4.1%	4	1.8%	2	1.0%	4	2.4%	9	5.8%	24	12.4%	15	8.1%	14	8.1%	10	5.6%	17	9.8%	22	12.2%	19	10.7%
	10～29	13	3.3%	9	1.9%	11	3.0%	9	2.7%	29	6.8%	36	9.4%	50	9.9%	50	9.5%	29	6.3%	27	8.7%	57	16.1%	72	22.5%
	30～99	53	6.5%	19	2.3%	49	9.1%	41	4.5%	34	4.6%	75	6.9%	63	7.4%	73	9.9%	68	7.7%	59	8.0%	81	8.5%	69	8.5%

特性値等の説明 (例) 200名の賃金分布

- ① **第1・(10) 分位数** 労働者を賃金の低い者から(10)等分し、最初の(10)等目の労働者の賃金額。
- ② **四分位偏差** 分布の両端に影響されない第1・四分位から第3四分位までの労働者(全体の半数)の賃金分布の広がりを表す。



確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

島根県 最低賃金

令和8年
10月10日から
時間額

1,092円

前年比
59UP
円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

✓ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

✓ 事業場内最低賃金の引上げ

✓ 引上げ後の賃金額の支払

✓ 生産性向上に資する機器・設備などの導入

✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3

実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは島根労働局または最寄りの労働基準監督署へ



島根労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R8.9)

最低賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数

時給換算額	サンプル数	復元後 労働者数
～1,133円	82 人	161 人
1,134円	31 人	78 人
1,135円	1 人	3 人
1,136円	2 人	5 人
1,137円	1 人	3 人
1,138円	7 人	18 人
1,139円	0 人	0 人
1,140円	5 人	9 人
1,141円	0 人	0 人
1,142円	2 人	4 人
1,143円	2 人	5 人
1,144円	1 人	2 人
1,145円	0 人	0 人
1,146円	2 人	3 人
1,147円	2 人	4 人
1,148円	1 人	2 人
1,149円	0 人	0 人
1,150円	3 人	5 人
1,151円	1 人	1 人
1,152円	0 人	0 人
1,153円	1 人	1 人
1,154円	0 人	0 人
1,155円	5 人	10 人
1,156円	1 人	2 人
1,157円	1 人	1 人
1,158円	1 人	2 人
1,159円	2 人	4 人
1,160円	0 人	0 人
1,161円	3 人	6 人
1,162円	1 人	3 人
1,163円	0 人	0 人
1,164円	0 人	0 人
1,165円	6 人	13 人
1,166円	1 人	3 人
1,167円	4 人	8 人
1,168円	1 人	2 人
1,169円	3 人	6 人
1,170円	1 人	1 人
1,171円	0 人	0 人
1,172円	0 人	0 人
1,173円	1 人	2 人
1,174円	0 人	0 人
1,175円	0 人	0 人
1,176円	2 人	3 人
1,177円	4 人	9 人
1,178円	1 人	2 人
1,179円	2 人	4 人
1,180円	1 人	2 人
1,181円	1 人	3 人
1,182円	0 人	0 人
1,183円	0 人	0 人
1,184円	1 人	2 人

「9/25参考資料
最低賃金引上げ
額・率の関係表」
補足資料

最低賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数

時給換算額	サンプル数	復元後 労働者数
1,185円	1 人	2 人
1,186円	0 人	0 人
1,187円	1 人	3 人
1,188円	0 人	0 人
1,189円	1 人	2 人
1,190円	0 人	0 人
1,191円	3 人	5 人
1,192円	1 人	2 人
1,193円	3 人	6 人
1,194円	2 人	3 人
1,195円	1 人	2 人
1,196円	0 人	0 人
1,197円	0 人	0 人
1,198円	1 人	2 人
1,199円	0 人	0 人
1,200円	2 人	4 人
1,201円	2 人	5 人
1,202円	0 人	0 人
1,203円	1 人	2 人
1,204円	1 人	2 人
1,205円	1 人	3 人
1,206円	0 人	0 人
1,207円	0 人	0 人
1,208円	2 人	4 人
1,209円	1 人	2 人
1,210円	0 人	0 人
1,211円	0 人	0 人
1,212円	0 人	0 人
1,213円	0 人	0 人
1,214円	1 人	2 人
1,215円	1 人	1 人
1,216円	1 人	2 人
1,217円	3 人	8 人
1,218円	0 人	0 人
1,219円	0 人	0 人
1,220円	1 人	2 人
1,221円	3 人	6 人
1,222円	0 人	0 人
1,223円	0 人	0 人
1,224円	0 人	0 人
1,225円	0 人	0 人
1,226円	1 人	3 人
1,227円	1 人	3 人
1,228円	1 人	3 人
1,229円	0 人	0 人
1,230円	0 人	0 人
1,231円	0 人	0 人
1,232円	1 人	2 人
1,233円	1 人	2 人
1,234円	1 人	2 人

「9/25参考資料
最低賃金引上げ
額・率の関係表」
補足資料

令和7年度 特定最低賃金の改定状況

(一般機械)

令和8年6月1日現在

都道府県	業 種	令和6年度額	令和7年度 改定額	引上額	効力発生日
		時間額	時間額		
山 形	一般機械	1012	1070	+58	令和7.12.23
茨 城	一般機械	1055	1105	+50	令和8.3.1
栃 木	一般機械	1055	1070	+15	令和7.12.31
群 馬	一般機械	1056	1120	+64	令和8.1.1
千 葉	一般機械	県最賃	県最賃		H30.12.25
東 京	一般機械	県最賃	県最賃		H22.12.31
神 奈 川	一般機械	県最賃	県最賃		H25.3.1
富 山	一般機械・輸送機械(自)	1035	県最賃		令和6.12.27
石 川	金属製品・一般機械・電気機器	1,040	1,090	+50	令和7.12.31
福 井	一般機械	県最賃	県最賃		R5.12.24
長 野	一般機械・輸送機械(自・船)	1,043	1,105	+62	令和7.12.28
静 岡	一般機械・輸送機械	1,073	1,133	+60	令和7.12.21
愛 知	一般機械	県最賃	県最賃		令和3.12.16
三 重	一般機械	県最賃	県最賃		H15.12.15
滋 賀	一般機械	1,060	1,114	+54	令和7.12.28
京 都	一般機械	県最賃	県最賃		H20.12.21
大 阪	一般機械・輸送機械(船)	1,127	1,197	+70	令和7.12.1
兵 庫	一般機械	1,087	1,150	+63	令和7.12.1
奈 良	一般機械	県最賃	県最賃	-	R3.12.29
島 根	一般機械	1,068	1,134	+66	令和7.12.19
岡 山	一般機械	1,054	1,103	+49	令和8.1.17
広 島	一般機械	1,070	県最賃		令和6.12.31
徳 島	一般機械	1,070	1,134	+64	令和8.1.1
香 川	一般機械	1,092	1,158	+66	令和7.12.15

都道府県	業 種	令和6年度額	令和7年度 改定額	引上額	効力発生日
愛 媛	一般機械	1,049	1,114	+65	令和7.12.25
佐 賀	一般機械	1,010	県最賃		令和6.12.20
長 崎	一般機械	県最賃	県最賃		令和元.12.07